

学生の皆さんへ

奈良大学 学生支援センター学生担当

(TEL : 0742-41-9505)

本学学生が利用できる生活支援・学修支援の奨学金や貸与金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイトができない、保護者の方の収入が減少した、などの経済的な理由で本学での学修に支障が出て困っておられる方には、以下の奨学金または貸付金制度が利用いただけますので、ご案内いたします。

1) 奈良大学緊急支援貸与金

学修を熱望するが経済的理由により緊急に学費の支弁が困難になった本学学生に対し、学業継続の援助を目的として貸与します。

貸与年額 : 456,000 円を上限とする希望額

返 還 : 卒業後、年賦返還 10 年以内

※運用上、他の奨学金制度等による学費支弁が困難な方を対象としています。

2) 奈良大学遠隔授業の実施に伴う無利子貸付金

遠隔授業の実施に伴い、PC等の機器やネットワーク環境が整わない本学学生に対し、その購入・環境整備代金の一部または全部を貸与し、学修支援を行います。

貸与額 : 100,000 円を上限とする希望額 (5,000 円単位)

返 還 : 貸与後、1 年以内

### 3) 奈良大学短期貸付金

家庭からの仕送りの遅延、緊急帰省、急病、災難などの理由により、一時的・緊急に生活費の支弁が困難になった本学学生に対し、学業継続の援助を目的として貸与します。

貸与額 : 5,000 円以上 30,000 以内の希望額 (1,000 円単位)

返 還 : 貸与後、3 か月以内

### 4) 学費延分納

学費納入が遅れる場合は、「学費延分納願」の提出により、学費前期分 (4 月 30 日納入期限) は 8 月 31 日まで、学費後期分 (10 月 31 日納入期限) は 2 月 28 日まで、延納 (または分納) することができます。

### 5) 日本学生支援機構 給付奨学金 (家計急変)

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援制度が設けられました。詳しくは下記リンク先をご参照下さい。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

### 6) 日本学生支援機構 貸与奨学金 (緊急採用・応急採用)

現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合、申し込むことができます。詳しくは下記リンク先をご参照下さい。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

## 7) 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、アルバイト学生向けの学生緊急支援給付金制度が、閣議決定（令和2年5月19日）により創設されました。

この給付金制度は、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学での就学の継続が困難になっている者に対し、国から10万円（住民税非課税世帯は20万円）が支給されるものです。

給付金は、所属する大学等を通じて国（日本学生支援機構）に対して申請を行い、申請者である学生本人名義の口座への振り込みによって支給されます。

詳しくは下記リンク先をご参照下さい。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00691.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html)

<http://www.nara-u.ac.jp/news/2020/704>